

第2 調査の概要

令和2年6月16日、国会法第102条の14等¹¹の規定に基づき、政府から国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りを受領し、翌17日、衛藤国務大臣（当時）から当該国会報告について説明を聴取した。

衛藤国務大臣からの説明聴取の後、まず特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について、内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監から説明を聴取し、質疑を行った。

また、当審査会からの要求を受けて政府から提出された資料に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、各行政機関からそれぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

なお、当審査会は、情報の漏えいを防ぐため種々の保護措置¹²を講じた上で調査を行っており、会議録は非公開である¹³が、従来から報告書の編集に当たっては、政府の不開示情報については記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から、できるだけ「公表できることは公表する」との方針で取りまとめを行ってきた。本報告書も、この方針を踏襲し、質疑・応答の形式を用いるなど、読者にとって分かりやすい形で編集を行った。

1 制度全般

(1) 国会報告の概要

令和2年6月17日、衛藤国務大臣から国会報告¹⁴について説明を聴取した。その概要は以下のとおりである。

（報告の趣旨）

特定秘密の指定等の状況を政府において取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものである。

（対象期間）

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間である。

¹¹ 国会法第102条の14のほか、特定秘密保護法第19条、運用基準V 5 (3)

¹² 本報告書「第1-1 (4) 情報監視審査会の保護措置」参照

¹³ 衆議院情報監視審査会規程第30条

¹⁴ 巻末 参考資料Ⅲ参照

(特定秘密保護法附則第3条に基づく施行令の一部改正等)

特定秘密保護法附則第3条に基づき、法の施行から5年を経過する日の令和元年12月9日までに特定秘密を保有したことがない42機関を法の適用対象から除外する施行令の改正を行った。

(特定秘密の指定権限を有する行政機関)

20機関（令和元年末時点）である。

(対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況)

対象期間中、9の行政機関において47件の特定秘密が指定され（後掲《表2-2》参照）、1の行政機関において29件の特定秘密の指定の有効期間が満了し、11の行政機関において361件の特定秘密の指定の有効期間が延長された。特定秘密の指定を解除した行政機関はなかった。

また、対象期間中、政府全体で22,987件の適性評価が実施された。評価対象者が実施について同意をしなかった件数は、政府全体で3件であった。

(対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況)

対象期間末時点において、12の行政機関で569件の特定秘密が指定されている。

特定秘密が記録された行政文書の保有状況については、政府全体で485,108件である。

また、適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、政府全体で134,702人である。

(独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応)

内閣府独立公文書管理監による検証・監察が行われた結果、1件の是正の求めがあり、当該省庁において対応した。

衆議院情報監視審査会では、特定秘密が記録された行政文書の廃棄及び関係行政機関が指定した特定秘密に関する調査が行われ、説明を行った。また、衆議院情報監視審査会の平成30年年次報告書における政府に対する意見について、政府の対応状況を説明した。

令和2年3月17日に衆議院議長へ提出された衆議院情報監視審査会の令和元年年次報告書には、政府に対する意見が掲載されており、運用基準の見直し関係が盛り込まれている。昨年12月に法施行から5年を経過したことから、衆議院情報監視審査会の意見等を踏まえ、令和2年6月16日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更を閣議決定した（後掲《表2-3》参照）。

政府としては、運用基準の見直しやその他の御意見を重く受けとめ、その

趣旨を十分に踏まえ、今後とも必要な対応を検討し、説明してまいりたいと考えている。

（独立公文書管理監からの意見）

独立公文書管理監から、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見があった。

（有識者からの意見）

有識者から、第9回情報保全諮問会議に際し、本報告に関して意見があったので、必要な修正を行った。また、特定秘密保護法の運用等についても意見があった。

《表 2-1》特定秘密の指定状況と該当分野（令和元年12月31日時点）

行政機関名	指定 件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動防止関連)	第4号 (テロリズム防止関連)
国家安全保障会議	6		6		
内閣官房	87		86		1
警察庁	43			25	18
総務省	9		9		
法務省	1		1		
出入国在留管理庁	1		1		
公安調査庁	24		6	12	6
外務省	39		37		2
経済産業省	4		4		
海上保安庁	20		20		
防衛省	318	318			
防衛装備庁	17	17			
合計	569	335	170	37	27

（国会報告（令和2年6月閣議決定）より抜粋）

《表 2-2》令和元年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数

※赤字は令和元年（平成 31 年）中に指定されたものを含む情報（カッコ内は新規件数）

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
国家安全保障会議	6 (1)	第 2 号 〔外交〕	○国家安全保障会議の議論の結論に関する情報〔6 件（1）〕
内閣官房	87 (6)	第 2 号 〔外交〕 第 4 号 〔テロリズム防止〕	①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報〔1 件（0）〕 ②外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報〔1 件（1）〕 ③国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報〔1 件（0）〕 ④特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報〔4 件（0）〕 ⑤内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報〔6 件（1）〕 ⑥領域保全の措置及び方針に関する情報〔2 件（0）〕 ⑦内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報〔6 件（1）〕 ⑧内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報〔18 件（1）〕 ⑨情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報〔10 件（0）〕 ⑩内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報〔12 件（2）〕 ⑪情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報〔25 件（0）〕 ⑫国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報〔1 件（0）〕

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
警察庁	43 (5)	第3号 (特定有害活動防止) 第4号 (テロリズム防止)	①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報 [4件 (0)] ②外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [6件 (1)] ③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報 [11件 (0)] ④警察の人的情報源等となった者に関する情報 [3件 (1)] ⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報 [1件 (0)] ⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報 [6件 (1)] ⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報 [12件 (2)]
総務省	9 (2)	第2号 [外交]	○在日米軍が使用する周波数に関する情報 [9件 (2)]
法務省	1 (0)	第2号 [外交]	○領域保全の措置及び方針に関する情報 [1件 (0)]
出入国在留管理庁	1 (1)	第2号 [外交]	○領域保全の措置及び方針に関する情報 [1件 (1)]
公安調査庁	24 (2)	第2号 [外交] 第3号 (特定有害活動防止) 第4号 (テロリズム防止)	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [1件 (0)] ②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報 [5件 (0)] ③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			又は支援する団体又は者の動向に関する情報〔3件（0）〕 ④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報〔6件（1）〕 ⑤人的情報収集に関する情報〔3件（0）〕 ⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報〔6件（1）〕
外務省	39 （1）	第2号 〔外交〕 第4号 〔テロリズム防止〕	①拉致問題に関する情報〔1件（0）〕 ②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報〔1件（0）〕 ③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報〔1件（0）〕 ④東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報〔1件（0）〕 ⑤北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報〔1件（0）〕 ⑥内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報〔4件（0）〕 ⑦大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報〔1件（0）〕 ⑧北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報〔1件（0）〕 ⑨外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報〔6件（1）〕 ⑩内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報〔4件（0）〕 ⑪日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報〔1件（0）〕 ⑫内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報〔11件（0）〕

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			⑬公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報 [4件(0)] ⑭国際テロリズムに関して外国の政府等から 総合外交政策局に対し提供のあった情報 [1件(0)] ⑮国際テロリズムに関する人的情報収集に関 する情報[1件(0)]
経済産業省	4 (0)	第2号 [外交]	○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報セン ターの収集分析対象及び識別性能に関する 情報[4件(0)]
海上保安庁	20 (1)	第2号 [外交]	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との 情報協力業務の計画及び方法に関する情報 [2件(0)] ②外国の政府との情報協力業務に関する情報 [6件(1)] ③内閣情報調査室から得た外国の政府等との 情報協力業務の実施状況等に関する情報 [1件(0)] ④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報セン ターの収集分析対象及び識別能力に関する 情報[11件(0)]
防衛省	318 (28) ※	第1号 [防衛]	①防衛出動等、我が国の安全を確保するた めの自衛隊の行動に関する情報 [1件(0)] ②サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の 活動に関する情報[1件(1)] ③自衛隊の運用計画等に関する情報[7件 (7)] ④自衛隊の運用についての米軍との運用協力 に関する情報[1件(0)] ⑤内閣情報調査室から得た内閣衛星情報セン ターの収集分析対象及び識別性能に関する 情報[1件(0)] ⑥自ら収集した電波情報等の情報[44件(8)]

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
			⑦外国の政府等から提供された電波情報等の情報 [24 件 (6)] ⑧宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報 [1 件 (1)] ⑨電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報 [5 件 (1)] ⑩外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報 [5 件 (1)] ⑪防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報 [11 件 (2)] ⑫防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報 [1 件 (0)] ⑬防衛の用に供する暗号に関する情報 [4 件 (0)] ⑭外国政府から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報 [1 件 (1)] ※以下の項目は、旧防衛秘密から特定秘密として指定されたものとみなされたもの ⑮自衛隊の運用計画等に関する情報 [39 件] ⑯電波情報、画像情報等に関する情報 [31 件] ⑰防衛力の整備計画等に関する情報 [10 件] ⑱防衛の用に供する通信網の構成に関する情報 [1 件] ⑲防衛の用に供する暗号に関する情報 [73 件] ⑳武器等の仕様、性能等に関する情報 [57 件]

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
防衛装備庁	17 (0)	第1号 〔防衛〕	①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報〔1件(0)〕 ②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報〔2件(0)〕 ③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報〔12件(0)〕 ④英国との間の共同研究等において提供される情報〔2件(0)〕
合 計	569 (47)		

(国会報告(令和2年6月閣議決定)に基づき衆議院情報監視審査会事務局作成)

※特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法(昭和29年法律第165号)に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密(旧防衛秘密)についても、指定件数として計上されている。なお、防衛省の「指定件数」318件のうち、この経過措置が適用されたものは、対象期間末時点で211件であった。

〈参考〉特定秘密の指定に係る別表該当性

別表	
第1号(防衛に関する事項) ※ 自衛隊法別表第4に相当 イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 ト 防衛の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法 リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法 ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途	第2号(外交に関する事項) イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針 ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報 ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
第3号(特定有害活動の防止に関する事項) イ 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号	第4号(テロリズムの防止に関する事項) イ テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

(内閣官房資料)

(2) 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監

ア 国会報告に関する補足説明聴取

令和2年11月17日、政府参考人から特定秘密保護法第19条の規定に基づく国会報告の概要等について補足説明を聴取した。

同日の調査では、特定秘密保護法施行令について改正を行う予定である旨の説明があった¹⁵。なお、当該改正施行令は、令和2年11月26日に施行済である。

イ 独立公文書管理監報告等に関する説明聴取

令和2年11月17日、独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等について説明を聴取した。説明の概要は以下のとおりである。

(7) 独立公文書管理監報告¹⁶について

運用基準の規定により、年1回内閣総理大臣に報告書を提出することとなっている。対象期間は平成31年4月1日から令和2年3月31日である。

(イ) 検証・監察の結果について

（特定秘密の指定）

令和元年中に指定された40件の特定秘密の指定について、いずれも適正と認めた。

（特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除）

特定秘密の指定の有効期間の延長は、海上保安庁の2件について適正と認めた。その他の359件の延長については、今後その適否について検証・監察を継続することとした。

（特定秘密の記録とその表示）

特定秘密の記録とその表示について、実際に特定行政文書ファイル等の確認を行い、適正な表示がなされていない行政機関については是正を求めた。令和元年度は、内閣官房及び防衛省に対し、令和2年3月12日に4件、是正を求めた。その後、当該表示を適正に是正した旨の報告を受けている。その他の48部署による記録とその表示を適正と認めた。

¹⁵ 施行令第1条には、特定秘密保護法の適用対象となる行政機関から除外される機関が列記されているところ、同条に「新型コロナウイルス感染症対策本部」及び「国際博覧会推進本部」を追加するものである。

¹⁶ 巻末 参考資料V参照

(特定行政文書ファイル等の保存)

特定行政文書ファイル等の保存については、51 部署について検証・監察を行い、適正と認めた。

(特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置)

特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置として、廃棄と設定したことの適否を判断した。

その結果、経済産業省 1 件及び防衛省 207 件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。

(特定行政文書ファイル等にすべきものの存否)

特定行政文書ファイル等にすべきものの存否については、平成 30 年 7 月から独立公文書管理監の検証・監察の対象となった。検証・監察を行った 10 部署について、保存期間 1 年未満の特定秘密文書の中に保存期間 1 年以上と設定すべきものはないと認められた。

(検証・監察に関する定量的指標)

説明聴取、実地調査等の回数は 162 回である。

確認した特定秘密を記録する文書等の件数は 3,878 件で、これら文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ 5,269 件である。

(ウ) 通報¹⁷への対応について

独立公文書管理監に対する通報はなかった。

(エ) 今後の展望について

今後も独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

¹⁷ 運用基準Ⅴ 4 (2)において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている。これに加えて、一定の条件を満たす場合には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができることとされている。独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとされ、特定秘密保護法等に従っていない状況が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

《表 2-3》 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更について（概要）

**特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施
に関し統一的な運用を図るための基準
(平成26年10月14日閣議決定)の見直し**

背景

現行の運用基準VIにおいて、「特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする」と定められている。

見直しの概要

1. 特定秘密保護法別表に掲げる事項の内容を具体的に示した事項の細目の見直し
2. 具体的な情報が出現する前に特定秘密に指定する際の手続の明確化
3. 特定秘密指定管理簿に記載する「特定秘密の概要」を具体的に記述すること
4. 特定秘密の一部について、有効期間が満了する場合の手続の明記
5. 指定の理由の点検を年1回以上定期的実施させるとともに、必要があると認めるときは臨時に実施させること
6. 点検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させること
7. 特定秘密の一部が指定の要件を欠くに至ったときは、当該部分を解除すること
8. 国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性等の一定の条件が生じた場合に指定を解除すること及び公益上必要と認めるときは、特定秘密を編集又は加工し、公表すること
9. 適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等の保存期間を5年に短縮
10. 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力内容について具体化
11. 内閣府独立公文書管理監による検証・監察の一環として、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれることを明記
12. 保存期間1年未満の特定秘密文書の管理については、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則によることを明記
13. 特定秘密文書の管理等が適正になされるよう、行政機関の長による特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に対する研修の実施の義務付け
14. 行政機関の長は、情報監視審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、適切に対応すること
15. 運用基準について、5年を目途に、又は必要に応じて見直すこと
16. 「適性評価の実施についての同意書」、「質問票(適性評価)」及び「調査票(適性評価)」の見直し

（内閣官房資料）

ウ 主な質疑及び答弁の概要

ア・イの説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

問 1-1. 令和元年 12 月に特定秘密保護法が施行後 5 年を迎えた。菅官房長官（当時）は、同月 10 日の記者会見で同法の意義を問われ、「国際的な信用が増し、これまで以上に核心に迫る情報が得られるようになった」と述べた。具体的にどのような情報が得られるようになったのか。

[令和 2 年 11 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

（内閣情報調査室）

- ・例えば、平成 29 年 9 月に北朝鮮情勢が緊迫した際、河野外務大臣（当時）は記者会見で、「諸外国から提供された特定秘密に当たる情報も用いて情勢判断が行われたが、特定秘密保護法がなければ我が国と共有されなかったものもあった」旨述べている。
- ・以前であれば、諸外国から機微な情報の提供を受ける際には、その都度、我が国の情報保全措置の状況について確認があった。しかし法施行後は、省庁横断的かつ統一的な情報共有の基盤が制度化され、適性評価の実施や情報漏えいに対する罰則の整備が諸外国にも周知されたため、円滑な情報共有が可能となった。
- ・それ以外の具体的な点については、今後各省庁からのヒアリングの際にお尋ねいただきたい¹⁸。

問 1-2. （問 1-1 でいう）「諸外国」とはアングロサクソン系の国だと思うが、どこか。

[令和 2 年 11 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

（内閣情報調査室）

- ・当然、米国は入っていると思う。また、あらかじめ指定されたもの

¹⁸ 本報告書「第 2-3 特定秘密の指定・解除」中、内閣官房（内閣情報調査室）「問 4」（令和 2 年 11 月 24 日質疑）、警察庁「問 3」（令和 2 年 12 月 3 日質疑）、公安調査庁「問 1」（令和 2 年 12 月 3 日質疑）、外務省（大臣官房）「問 1」（令和 3 年 3 月 16 日質疑）、外務省（国際情報統括官組織）「問」（令和 3 年 3 月 16 日質疑）及び外務省（アジア大洋州局）「問 1-1」「問 1-2」「問 1-3」（令和 3 年 3 月 16 日質疑）参照。

の情報自体が出現せず解除されたが、英国との共同研究に関する特定秘密¹⁹が指定されていたことから、英国も入っているということになる。

- ・付言すると、運用基準の見直しに際して、別表中の「防衛に関する事項」の細目が見直され、海外の軍隊との協力の対象国が「米国」から「外国」となった。

問2-1. 運用基準の見直しの概要③に「特定秘密指定管理簿に記載する『特定秘密の概要』を具体的に記述すること」とある。今回配付されている指定管理簿は、既にその変更が反映されているのか。

[令和2年11月17日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・この運用基準は、もう施行されているので、(管理簿には) 具体的に記述しなければならない。
- ・具体的に、変更がどれぐらい、どこの役所で行われたかは現時点で把握をしていない。

問2-2. (問2-1は) ここにある指定管理簿が、特定秘密の概要の記載が(改正された運用基準に基づき) 具体性を持った形で書き換えられているのかという趣旨だと思うが、そのように考えてよいか。

[令和2年11月17日及び12月3日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・運用基準の見直しは本年6月に行われた。机上の指定管理簿は運用基準見直し前に取りまとめたものであるため、見直し後の運用基準に基づく記載ではない。
- ・関係行政機関は、見直し後の運用基準に従って特定秘密を新たに指定している。具体的な記載ぶりは、制度担当として現時点では把握

¹⁹ 識別番号「装-17」、指定の整理番号「20-201607-001-1チb-001」である。その対象情報は、「日本国防衛大臣とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国国防大臣との間の『共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究(第2段階)に関する取決め』に基づき提供される情報等」である。

していないが、本年末時点での指定管理簿において詳細を確認できることと思う。

問 3. 独立公文書管理監は、（保存期間 1 年未満の文書の中に保存期間を 1 年以上とすべきものが存在しているか否かの）検証・監察の結果、全て正しく分類されていた旨説明していた。実際、何件審査した上で、全部正しいと判断したのか。

[令和 2 年 11 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

（独立公文書管理監）

- ・ 存否の検証・監察については、10 部署に往訪して中身まで確認したが、基本的に、別途、正本・原本が管理されている行政文書の写しであった。
- ・ 原本なり正本が他に保存されている文書は、行政文書の管理に関するガイドラインにおいて、保存期間を 1 年未満とすることができるので、（当該文書については保存期間を 1 年未満としても）よいとした。

問 4. 誤廃棄事案が毎年のように発生しているが、どのような認識でいるか。

[令和 2 年 11 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

（内閣情報調査室）

- ・ 誤廃棄事案が毎年のように発生しているのはご指摘のとおりである。
- ・ 多くは複製物を廃棄したものであり、原状回復が可能である。また、件数的にも何千・何万件ということではなく、多いもので保存期間 1 年以上である行政文書 399 件（原本 57 件、複製物 342 件）について廃棄した例（防衛省）がある²⁰ぐらいである。この原本は、永久に保存するようなものではないと聞いている。
- ・ 不注意で、コピーだからいいだろうと廃棄した事案もあれば、この例のように原本を廃棄したようなものも発生している。物によって軽重を付けなければいけないが、よろしくないことであると思っている。

²⁰ 国会報告（令和 2 年 6 月 16 日閣議決定）69 頁 注 5

- ・昨年末から、各省庁を集めた会議で注意をしている。また、それぞれの役所で重く受け止めて研修を行うなどしている。特に防衛省は、末端（の隊員）も特定秘密を扱っているので、末端（の隊員）まで研修をしてほしいと（制度担当から）言っている。
- ・引き続き、制度担当としてしっかりと意識啓発をしていきたい。

問5. 審査会として 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のテロ対策について意見を出しており、その中で、指定すべき情報は適切に指定するように求めている。政府の対応として「適切に指定する」と言っているが、どこをもって適切なのか。来年のオリンピック・パラリンピックに対して、どのようにテロを防止するか、情報をどう収集するか、関係省庁間でどのように連携を取るかということが大事だ。特定秘密文書管理の話を超えるが、どのような体制を取っているのか。

[令和2年11月17日審査会]

〔答弁概要〕

（内閣情報調査室）

- ・テロ対策については、昨年も審査会で議論になった。内閣情報調査室としては、特定秘密に指定された情報であれば、（関係行政機関の協力を定めている）特定秘密保護法第20条に基づき、きちんとやって下さいという話になる。
- ・特定秘密に至らない情報については、内閣情報調査室の所掌を超えるところではあるが、警察庁、民間、公安調査庁などが情報共有していると聞いている。具体的にどのようなテロリスト情報があるかということまでは承知していない。

問 6. 運用基準の別表第 1 号の細目において、「アメリカ合衆国」が「外国の政府等」というように対象が曖昧な形に変更されているが、この一年の内に何か外交関係の変化があったのか。また、別表第 2 号細目イにおいて、「外国の政府又は国際機関」という文言が「外国の政府等」に変更されている。変更することになった直接のきっかけは何か。

[令和 2 年 11 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・別表第 1 号の細目の見直しについては、平和安全法制の施行を受けてなされたものと聞いている。平和安全法制では、「米国等行動関連措置法」について、我が国に対する武力攻撃事態等において、自衛隊のアメリカ合衆国以外の外国の軍隊に対する支援活動が新規に明記されるなどの法改正が行われている。それを踏まえ、アメリカ合衆国以外の外国の軍隊が含まれるよう、防衛省の意向を受けて改正したものである。
- ・ご指摘の箇所の「外国の政府又は国際機関」は、既に別表第 1 号ロ細目 b で「外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）」と定義していたのを受けて、修正したものである。
- ・前から必要性はあったが、運用基準は法施行後 5 年をめぐりに見直すことになっていたので、この機会にいろいろなものを一気に変えたということである。

問 7. 宮内庁は特定秘密を保有しておらず、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数がゼロになっている。このことについて直感的な違和感があるが、これまで保有を想定していたのではないのか。

[令和 2 年 11 月 17 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・宮内庁については、5 年間特定秘密を保有しなかったため、特定秘密保護法上の行政機関から除外された。
- ・これまでは、「もしかして保有するかもしれない」として適性評価を行っていたが、結果として外交、防衛、スパイ行為等の防止、テロ

リズムの防止という4つの事項についての情報である特定秘密を宮内庁が直接持つことはなかったということである。

問8. 独立公文書管理監が、特定秘密に関して通常行う仕事について、イメージが湧かない。通常どのような仕事をしているか。また、今日のコロナ禍においてはどうかだったか。

[令和2年11月17日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・(指定の検証は) 毎年、新規指定があれば各省庁からその旨の文書が送られてくるので、それを見る。特定秘密の内容を示す文書(対象情報)を見て、言葉の意味や解釈を確認する。文書を見ないと分からないということであれば、次の実地調査に移行することがある。
- ・一般的に、指定(の検証)は書面的なやり取りをして、特定秘密がどのように定められているかを見ればそれで足りてしまうので、あまり実地調査までは必要としない。よく実地調査に行くのは、保存の検証である。
- ・特定秘密の指定がなされてハコができ、情報が手に入ると、文書や電子データとしてどこに保管してあるということが特定行政文書ファイルや指定管理簿に載る。それを確認した上で、実際に行って見なければならぬものをピックアップし、実際に特定秘密文書を見て、指定されたハコと合っているかどうかを確認する。
- ・確認の結果、特定秘密の表示をしてあるところに特定秘密が書いていないとか、逆に表示をしていないところに特定秘密があるなどということがあると、後で是正を求めるということになる。

問9. 管理監の仕事には2つの側面があると思う。一つは国民との関係で、公文書管理をきちんと行うこと。もう一つは、諸外国との関係で、特定秘密の管理レベルを向上させることである。これらについて、どのように考えているか。

[令和2年11月17日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・公文書管理の側面について、特定秘密文書も公文書なので、特定行

政文書ファイル等に登載しなければいけないことになっている。この点については、きちんと載せることを各省庁にお願いしている。

- ・ 諸外国との関係については、我々が直接外国の政府等とやり取りをするわけではないが、特定秘密保護制度をきちんと運用していることがインテリジェンス機関同士のやり取りを円滑にしている側面はあると思っている。
- ・ この制度が信頼されるものだということを実質的に検証し、このような報告を行って公表することで、ひいては制度が適切に運用されていることを対外的にも実証できるようにしていきたいと思っている。

問 10. 特定秘密の検証・監察で、継続扱いになったものが多数ある。背景には何があるか。

[令和2年11月17日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 継続になったものは、主に延長案件である。
- ・ 平成26年12月に特定秘密保護法が施行され、各省庁は、その時点で持っていた情報をまとめて特定秘密に指定した。それらの指定の有効期間は大体5年間であったため、令和元年12月に期限が到来し、一度に350件余りの延長が行われた。その延長書が到着したのが、令和2年1月以降だった。
- ・ 延長書が到達して初めて特定秘密が延長されたことを認識し、その後、これらについて、ハコ自体が適切に作られているか、また、有効期間の延長の期間が適切であるか等について、個々に検討する必要がある。通常であれば、延長の適正性を3月（検証・監察期間として設定した期間）までに判断しなければならないが、大量の件数が一度に来てしまったために、今まで処理が終わらず検証・監察を継続としている状況である。